

薬生食輸発0724第1号
平成30年7月24日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(パラグアイ産ごまの種子の検査命令免除対象輸出者の追加)

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第1号（最終改正：平成30年7月10日付け薬生食輸発0710第1号）により通知したところである。

今般、パラグアイ政府から、残留農薬に係る対策が図られたとして報告があった、下記登録輸出業者について、検査命令免除対象輸出者に追加することから、同通知の別表30について別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

DULSAN ORGANICA S.A.